

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、本当の生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

発行日 2017年4月1日
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市石森1丁目24-16

避難者原告団だより 第21号22号合併号 TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

2月22日(水)9名の原告本人尋問実施。さらに、3月22日(水)除本理史大阪市立大学大学院教授の専門家証人尋問がついに実施されました。第1陣1次原告団の提訴から約4年3ヶ月。多くの原発事故避難者の先陣をきって集団訴訟を闘っている私達は、全国各地の裁判所で実施されている、いわゆる【原発事故による避難者被害者原告団】の代表的な立場でもあり、その進捗状況は、常に注視されています。原発事故は現在進行形です。そのことは、私達自身が一番良くわかっています。国の避難指示で自宅を追われ、疑問の残る除染作業で田畑をはがされ、木々を伐採され、元の穏やかな地域コミュニティは完全に破壊されました。一部、避難指示が解除されたからといって、元通りに生活できるわけではありません。

3月17日(金)群馬県前橋地方裁判所の判決では、初めて国と東京電力の事故の過失責任を認めました。責任論では勝った！けれど損害論では、不満の残る判決内容となったことは、すでに報道の通りです。私達「福島原発避難者訴訟原告団」は、責任論と損害論とも、どちらも納得のできる勝訴判決を勝ち取らなければなりません！結審・判決、まで、頑張りましょう。第1陣のあと、第2陣、第6次追加提訴、と続きます。よろしくお願いいたします。

(平成29年(2017年)2月22日(水)の第21回、3月22日(水)第22回 避難者訴訟の様子。)





古里喪失の被害
 専門家に尋問
 避難者訴訟口頭弁論
原発賠償
 東京電力福島第一原
 発事故で避難した住民
 でつくる「福島原発避
 難者訴訟原告団」が東
 電に古里喪失に対する
 慰謝料などを求めている
 損害賠償訴訟の第二
 十二回口頭弁論が二十
 二日、地裁いわき支部
 (島村典男裁判長)で
 あった。原告側が求め



た大阪市立大大学院経
 営学研究科の除本理史
 教授の証人尋問を行っ
 た。証人尋問は初めて。
 除本教授は環境破壊
 の原因や影響の程度、
 対策の在り方などを明
 らかにしようとする環
 境経済学の研究者。原
 告側は「ふるさと喪失
 の被害」について質問
 した。除本教授は、地
 域での生活は固有性が
 高く、原発事故の影響
 で避難前と同等の相互
 扶助を形成するのは困



難であるなどと指摘し
 た。
 今回は四月十九日午
 前十時からで、本人尋
 問などを行う。



👉こちらは、尋問後の【報告集会の様子】弁護団からの説明と報告を聞いています。

◇原告団事務局からのお願いと連絡

①住所が変更した場合は、必ずご連絡を下さい。郵便物がこちらに返送されてしまいます。

原告団事務局長 金井直子 090-1936-1653 または、弁護団本部 来田美智 03-5812-4671 まで。

②毎回の裁判の詳細な報告書は、弁護団の先生方の重要な記録書です。

大変貴重な報告書です。ぜひ、ご家族の皆さんでお読み下さい。

特に、尋問担当チームの、ベテラン弁護士・中堅弁護士・若手弁護士の各々
 弁護団先生方々の法廷での尋問場面は素晴らしいです。感動しました。

③引き続き、裁判協力金の受付をしています。(裁判に関する通信費＝印刷代・郵送料に使用しています。)

◇郵便局から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【 福島原発避難者訴訟原告団 】

(記号) 18210 (番号) 3922501 フクシマゲンパツヒナンシャソショウゲンコクダン

◇他金融機関から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【 福島原発避難者訴訟原告団 】

(店名)八二八 (店番)828 (貯金種目)普通預金 (口座番号) 0392250

